

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(技能習得手当) 第6条 技能習得手当のうち受講手当は、 <u>40日を限度として</u> 、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて支給する。 2 受講手当の日額は、 <u>500円</u> とする。 3～7 略	(技能習得手当) 第6条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて支給する。 2 受講手当の日額は、 <u>700円</u> とする。 3～7 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則第6条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する職業訓練に係る受講手当の支給について適用し、同日前に開始した職業訓練に係る受講手当の支給については、なお従前の例による。